

結 果 の 概 要

1 人権侵犯事件

(1) 人権侵犯事件の推移

平成20年に全国の法務局及び地方法務局で取り扱った人権侵犯事件（人権が侵害された疑いのある事件をいう。）の総数は22,049件（うち新規救済手続開始（以下「新規開始」という。）件数は21,412件）で、処理件数は21,298件である。

平成15年以降における人権侵犯事件の推移は、第1表のとおりである。

平成20年は、対前年比では、取扱総数で1.2%、新規開始件数で0.4%、処理件数で1.7%の低下となった。また、平成15年を100とした指数では、取扱総数は115.8ポイント、新規開始件数は114.0ポイント、処理件数は114.2ポイントといずれも15ポイント程度の上昇となっている。

第1表 人権侵犯事件の推移

年次	取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済	指 数 (平成15年=100)			
					取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済
平成15年	19,037	18,786	18,643	394	100.0	100.0	100.0	100.0
16	23,271	22,877	22,379	892	122.2	121.8	120.0	226.4
17	24,693	23,806	23,994	699	129.7	126.7	128.7	177.4
18	22,031	21,328	21,228	803	115.7	113.5	113.9	203.8
19	22,309	21,506	21,672	637	117.2	114.5	116.2	161.7
20	22,049	21,412	21,298	751	115.8	114.0	114.2	190.6
	[対 前 年 比 (%)]							
平成20年	-1.2	-0.4	-1.7	17.9				

(2) 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

平成16年以降の新規開始内訳による構成比は、第2表のとおりである。

平成20年の構成比は、申告（委員受）55.9%、申告（職員受）41.9%の順となっており、この2つで全体の約98%を占めていることは例年と変わりはないが、申告（委員受）の構成比が徐々に上昇する傾向にある。

第2表 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

(単位:%)

年次	総数	申告 (職員受)	申告 (委員受)	人権擁護 委員の通報	関係官公署 の通報	情報	移送
平成16年	100.0	49.7	47.3	0.2	0.6	2.2	0.0
17	100.0	51.6	46.3	0.2	0.5	1.4	0.0
18	100.0	47.6	50.1	0.3	0.4	1.5	0.1
19	100.0	43.9	54.0	0.1	0.3	1.6	0.1
20	100.0	41.9	55.9	0.1	0.4	1.7	0.0

(注) 平成16年4月1日に人権侵犯事件調査規程（大臣訓令）が改正され、従来の受理区分が救済手続開始内訳に変更されたため、平成16年の構成比については、同年4月から12月までの新規開始件数により集計している。

(3) 新規開始事件の種類別指数の推移

平成15年以降における新規開始事件の種類別指数の推移等は、第3表のとおりである。対前年比では、私人等の侵犯事件は1.6%増加しているが、公務員等の侵犯事件は9.7%低下している。私人等の侵犯事件のうちでは、プライバシーが3.8%低下する一方で、暴行・虐待が6.7%、労働権が9.3%上昇している。構成比については、私人等の侵犯事件が83.8%と依然として高い割合を占めている。

また、平成15年を100とする指数では、私人等の侵犯事件が105.5ポイントと5.5ポイントの上昇にとどまっているのに対し、公務員等の侵犯事件は、196.4ポイントと96.4ポイントの大幅な上昇となっている。私人間の侵犯事件のうちでは、プライバシー（128.4ポイント）などは上昇しているが、強制・強要（86.0ポイント）は低下している。

第3表 人権侵犯事件の新規開始の種類別指数の推移

種 類	指 数 (平成15年=100)						平成20年		
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	件 数	前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	100.0	121.8	126.7	113.5	114.5	114.0	21,412	-0.4	100.0
私人等の侵犯	100.0	122.2	127.0	111.8	103.8	105.5	17,955	1.6	83.8
暴行・虐待	100.0	100.8	99.0	101.7	96.9	103.5	5,269	6.7	24.6
プライバシー	100.0	118.1	116.8	115.2	133.5	128.4	1,627	-3.8	7.6
労働権	100.0	111.1	112.9	104.2	112.9	123.3	1,132	9.3	5.3
住居・生活の安全	100.0	137.0	143.8	126.2	123.7	124.1	4,133	0.3	19.3
強制・強要	100.0	133.0	154.2	114.7	85.2	86.0	3,983	0.9	18.6
その他	100.0	136.2	119.8	107.8	108.9	101.4	1,811	-6.9	8.4
公務員等の侵犯	100.0	117.6	123.7	130.1	217.6	196.4	3,457	-9.7	16.2
警察官	100.0	140.0	142.6	109.0	121.9	146.5	227	20.1	1.1
教職員	100.0	104.0	106.3	101.8	149.5	124.8	814	-16.5	3.8
その他	100.0	123.3	132.5	152.8	279.6	253.5	2,416	-9.3	11.3

(4) 人権侵犯事件の処理状況

平成20年における人権侵犯事件の処理件数は21,298件で、前年に比べ1.7%低下している。

平成15年以降（平成16年については4月から12月まで）における人権侵犯事件の処理区分別構成比は、第4表のとおりである。

構成比については、例年とほとんど変化がなく、援助が92.7%と最も多く、次いで、侵犯事実不存在（1.9%）、侵犯事実不明確（1.6%）、要請（0.8%）、説示（0.7%）などの順となっている。また、処理率は、96.6%と前年に比して若干低下した。

第4表 人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	構成比	処理区分	構成比				
	平成15年		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総数	100.0	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
告発	0.0	援助	92.0	91.3	92.0	91.0	92.7
勧告	0.0	調整	0.8	0.6	0.5	0.6	0.6
通告	—	要請	0.8	0.7	0.6	0.8	0.8
説示	1.5	説示	0.4	0.7	0.7	0.9	0.7
援助	94.8	勧告	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
排除措置	0.8	通告	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
処置猶予	0.4	告発	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非該当	1.3	措置猶予	0.6	0.7	0.5	0.4	0.2
侵犯事実不明確	1.0	侵犯事実不存在	2.2	2.6	2.7	2.6	1.9
中止	0.0	侵犯事実不明確	1.6	1.5	1.1	1.8	1.6
打ち切り	0.1	打ち切り	0.9	0.8	0.8	0.6	0.4
その他	0.1	中止	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		移送	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
		啓発	0.5	1.0	0.9	1.2	1.0
		処理率	96.2	97.2	96.4	97.1	96.6

(注) 1 平成16年4月1日から人権侵犯事件調査規程（大臣訓令）が改正され、処理区分が変更されたため、平成16年における処理区分別構成比及び処理率については、同年4月から同年12月までの受理及び処理件数を集計している。

2 統計表第1表「種別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」中の「援助」から「啓発」までの各区分をすべて合算した数値（総数：21,478件）を基に算出したものである（20-00-1の脚注4参照）。

$$3 \text{ 処理率} = \frac{\text{処理件数}}{\text{取扱総数}} \times 100$$

2 人権相談

(1) 人権相談の受理状況

平成20年に全国の法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談（人権問題に関して国民の相談に応じ，その過程で必要な措置を採ることにより，国民に保障されている基本的人権を擁護し，併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする活動をいう。）事件は，261,634件である。

人権相談の種類別受理件数及び取扱別件数は，それぞれ第5表及び第6表のとおりである。

種類別の件数については，私人等に関するものが239,500件と全体の9割を超える状況にあることは従前と変わりはない。公務員等の職務執行に関するものは，前年に比べて4,273件減少し，構成比も9.7%から8.5%に低下している。

また，取扱別の件数については，常設相談所が185,070件で全体の70.7%，特設相談所が62,786件で同じく24.0%となっており，人権擁護委員が自宅で取り扱った相談件数は13,778件で全体の5.3%であった。また，人権相談の取扱者別で見ると，人権擁護委員が164,075件で全体の62.7%，職員が97,559件で同じく37.3%となっている。

第5表 人権相談の種類別受理件数

種 類	件 数 (構成比 (%))
総 数	261,634 (100.0)
私 人 等 に 関 す る も の	239,500 (91.5)
暴 行 ・ 虐 待	14,527 (5.5)
差 別 待 遇	5,609 (2.1)
プ ラ イ バ シ ー	9,251 (3.5)
労 働 権	6,874 (2.6)
住 居 ・ 生 活 の 安 全	64,506 (24.7)
強 制 ・ 強 要	21,901 (8.4)
そ の 他	116,832 (44.7)
公 務 員 等 の 職 務 執 行 に 関 す る も の	22,134 (8.5)
警 察 官 員	2,285 (0.9)
教 職 員	4,850 (1.9)
そ の 他	14,999 (5.7)

第6表 人権相談の取扱別件数

取 扱	件 数 (構成比 (%))
総 数	261,634 (100.0)
常 設 相 談 所	185,070 (70.7)
職 員 取 扱	92,215 (35.2)
委 員 取 扱	92,855 (35.5)
特 設 相 談 所	62,786 (24.0)
職 員 取 扱	5,344 (2.0)
委 員 取 扱	57,442 (22.0)
人 権 擁 護 委 員 自 宅	13,778 (5.3)

(2) 人権相談の処理状況

平成15年以降における人権相談事件の処理区分別構成比の推移は、第7表のとおりである。

平成20年における人権相談の処理状況は、助言が総件数の82.4%を占め、次いで、切替え（人権相談のうち、人権侵犯に該当する疑いがあるときは、人権侵犯事件に切り替えて調査を開始することをいう。）が7.8%などとなっており、例年に比べ大きな変動はない。

第7表 人権相談の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
助言	88.8	88.3	86.8	86.2	84.4	82.4
切替え	4.9	6.3	7.5	7.4	7.5	7.8
通報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紹介	0.4	0.3	0.2	0.2	0.4	0.4
その他	5.9	5.1	5.5	6.2	7.7	9.4